

浅口市公告第 10 号

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和7年5月27日

浅口市長 栗山 康彦

1 設置事業者公募物件

別紙「自動販売機設置仕様書」のとおり

2 契約条項を示す場所

浅口市鴨方町六条院中3050

浅口市企画財政部財政課

3 入札の方法

- (1) 入札室への入室は、1入札参加者につき1名とします。
- (2) 入札の執行は、制限付き一般競争入札により、浅口市（以下「市」という。）の予定する売上金納付率（売上に応じて市に納める売上実績額に対する納付金の割合）以上で最高の率で入札された者と販売に関する契約を締結します。
- (3) 最高かつ同率の売上金納付率を入札した者が2者以上の場合は、くじによって落札者を決定します。
- (4) 入札に参加するものが1であっても、入札は執行します。

4 入札参加資格

入札に参加できるのは、市が自動販売機の設置・運営が可能と判断した法人又は個人で、次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 岡山県内に本店、支店又は営業所を有し、自動販売機の故障等緊急の場合において迅速な対応ができ、自らの責任において販売する者（名義貸しは認めない）で、引き続き1年以上自動販売機の設置・運営を行っていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加することができない者に該当しないこと。
- (3) 市長が地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認めた者であって、その認めた時から3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 申込者又はその役員が浅口市暴力団排除条例（平成23年浅口市条例第25号）第2条第1号

に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

- (5) 申込者又はその役員が浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱（平成18年浅口市告示第101号）別表第2に掲げる措置事由に該当すると認められる者でないこと。
- (6) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 浅口市市有施設に設置する清涼飲料水等自動販売機に関する要綱（平成30年浅口市告示第150号）第12条第1項第1号から第9号、浅口市都市公園に設置する清涼飲料水等自動販売機に関する要綱（平成31年浅口市告示第11号）第12条第1項第1号から第9号及び浅口市道路に設置する清涼飲料水等自動販売機に関する要綱（平成31年浅口市告示第16号）第12条第1項第1号から第9号に規定する理由により、契約を解除された者（その事実があった時から6月を経過した者を除く。）でないこと。
- (8) 岡山県税の滞納がないこと。

5 参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

- ① 配布期間 令和7年5月27日（火）から令和7年6月13日（金）まで（閉庁日を除く。）
の午前9時から午後5時まで
- ② 配布方法 浅口市ホームページからダウンロードしてください。
<https://www.city.asakuchi.lg.jp/page/15380.html>

(2) 必要書類の提出期間、場所及び方法

参加を希望する者は、浅口市自動販売機設置事業者選定入札参加申込書（様式第1号。以下「入札参加申込書」という。）及びその他必要書類を提出してください。提出書類の作成、取得及び提出にかかる費用は、申込者の負担とし、提出された書類は返却しません。

また、申込者は、提出した書類等に関し市から説明を求められた場合には、それに応じなければなりません。

- ① 提出期間 令和7年5月27日（火）から令和7年6月13日（金）まで（閉庁日を除く。）
の午前9時から午後5時まで
- ② 提出場所 浅口市役所企画財政部財政課（市役所本庁舎2階）
- ③ 提出方法 持参又は送付（配達確認が可能な方法に限る。期間内必着。）
- ④ 提出書類 下記のとおり（印鑑は「印鑑の証明書により証明された印鑑」を押印のこと。）

ア 入札申込者が法人の場合

- (ア) 入札参加申込書（様式第1号）
- (イ) 販売品目一覧表（様式第2号） ※設置を予定している自動販売機ごとに作成
- (ウ) 業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書（様式第3号）

- (エ) 設置を予定している自動販売機のカタログ ※設置場所ごとに提出
 - (オ) 登記事項証明書（法務局が発行する現在事項全部証明書[商号、住所、代表者、設立日を証明するもの]）
 - (カ) 法人の印鑑証明書
 - (キ) 役員名簿（様式第4号）
※氏名、フリガナ、生年月日及び住所が必ず記載されていること
 - (ク) 本社等の所在地を所管する税務署長が発行する納税証明書「その3の3」
 - (ケ) 岡山県発行の県税の納税証明書（「県徴収金の滞納がないこと」又は「課税なし」の証明）
 - (コ) 誓約書（様式第5号）
- ※(エ)～(カ)及び(ク)、(ケ)についてはコピーでも可。
- ※(オ)、(カ)及び(ク)、(ケ)については、発行日から3カ月以内のもの。

イ 入札申込者が個人の場合

- (ア) 入札参加申込書（様式第1号）
 - (イ) 販売品目一覧表（様式第2号） ※設置を予定している自動販売機ごとに作成
 - (ウ) 業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書（様式第3号）
 - (エ) 設置を予定している自動販売機のカタログ ※設置場所ごとに提出
 - (オ) 本籍地の市町村長が発行する身分証明書
 - (カ) 代表者の印鑑登録証明書
 - (キ) 所在地を所管する税務署長が発行する納税証明書「その3の2」
 - (ク) 岡山県発行の県税の納税証明書（「県徴収金の滞納がないこと」又は「課税なし」の証明）
 - (コ) 誓約書（様式第5号）
- ※(エ)～(ク)についてはコピーでも可。
- ※(オ)～(ク)については、発行日から3カ月以内のもの。

(3) 提出書類の審査

① 審査結果の通知

5(2)で提出された書類を市が審査し、参加資格要件があると認められる者には、浅口市自動販売機設置事業者選定入札参加承認書（様式第6号。以下「入札参加承認書」という。）及び売上金納付率入札書（様式第9号。以下「入札書」という。）を送付します。参加資格要件がない者には、浅口市自動販売機設置事業者選定入札参加不承認書（様式第7号）を送付します。いずれも令和7年6月23日（月）までに送付します。

(4) 仕様等に対する質問の受付

- ① 受付期間 令和7年5月27日（火）から令和7年6月4日（水）まで（閉庁日を除く。）
の午前9時から午後5時まで

- ② 方 法 仕様書等に対する質問・回答書（様式第 8 号）により、下記 12 の宛先に F A Xにて行ってください。
- ③ 回 答 令和 7 年 6 月 9 日（月）までに浅口市ホームページに公開します。
- ④ そ の 他 入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

6 入札

入札に参加する者は、入札書を提出してください。

- (1) 入札日時 令和 7 年 6 月 24 日（火）

入札：午前 10 時～

※入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。

- (2) 場 所 浅口市役所本庁舎 3 階第 1 会議室

- (3) 持 参 品 下記のとおり

① 入札参加者が法人の場合

ア 法人の代表権のある方が出席されるとき

- (ア) 入札参加承認書（様式第 6 号）
- (イ) 入札書（様式第 9 号）
- (ウ) 印鑑（入札参加申込書に添付した印鑑証明書により証明された印鑑）

イ 代理人が出席されるとき

- (ア) 入札参加承認書（様式第 6 号）
- (イ) 入札書（様式第 9 号）
- (ウ) 委任状（様式第 10 号）
- (エ) 印鑑（委任状に代理人使用印として押印されている印鑑）

② 入札参加者が個人の場合

ア 代表者が出席されるとき

- (ア) 入札参加承認書（様式第 6 号）
- (イ) 入札書（様式第 9 号）
- (ウ) 印鑑（入札参加申込書に添付した印鑑登録証明書により証明された印鑑）

イ 代理人が出席されるとき

- (ア) 入札参加承認書（様式第 6 号）
- (イ) 入札書（様式第 9 号）
- (ウ) 委任状（様式第 10 号）
- (エ) 印鑑（委任状に代理人使用印として押印されている印鑑）

- (4) 設置予定事業者の決定方法

入札参加者が提出した入札書に記載された率が、それぞれ市の予定する売上金納付率以上で最高の率であった者を設置予定事業者とします。

(5) 入札書の記載方法

入札参加者は、小数第1位までの売上金納付率（消費税及び地方消費税を含む。）を入札書に記載してください。

(6) 市が予定する売上金納付率に達しない場合は、3回まで入札を行います。

(7) くじによる入札順位の決定方法

最高かつ同率の売上金納付率で入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、入札順位を決定するものとします。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該選考事務に関係のない職員にくじを引かせ入札順位を決定するものとします。

(8) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

(9) 入札参加者が連合し、又は不穩の挙動をする等入札を公正に執行することができない状態にあると市が認めたときは、入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

7 開札

(1) 入札後直ちに開札し、落札者を決定します。

(2) 契約書は、財政課との間で締結します。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 入札参加者に求められている義務を履行しなかった者がした入札

(3) 入札が不正の行為（疑義が払拭できないときを含む。）によってなされた入札

(4) 入札参加者の実印（代理人による入札の場合は代理人使用印）の押印のない入札書による入札

(5) 記載事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

(6) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(7) 売上金納付率を訂正した入札

(8) 同一の入札について、2以上の入札をした者のした入札

(9) 入札参加者及びその代理人が外の入札代理人となり、又は数人共同して入札をした入札

(10) 市から交付される「入札書」以外の様式を使用して入札した入札

(11) 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記具により記入した入札

(12) 市の予定する売上金納付率に達しない率をもって入札した入札

(13) 郵便又は電信による入札

(14) 代理人による入札の場合において「委任状」を提出しない入札

(15) その他入札に関する条件に違反した入札

9 公表

設置事業者名及び売上金納付率を、浅口市ホームページにおいて公表します。

10 許可及び使用料の納付

- (1) 許可の形態が地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく「行政財産の目的外使用許可」

年度ごとに市が指定する期日までに、担当課から行政財産の目的外使用許可を受け、浅口市行政財産使用料徴収条例(平成 19 年浅口市条例第 14 号)の規定に基づく使用料の納付をするものとします。

- (2) 許可の形態が都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 5 条第 1 項の規定に基づく「許可」

市が別に指定する期日までに、担当課から公園施設の設置許可を受け、年度ごとに市が別に指定する日までに浅口市都市公園条例(平成 18 年浅口市条例第 156 号)の規定に基づく使用料の納付をするものとします。

11 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

免除とします。

- (2) 自動販売機の撤去及び移設について

市が行う工事等施設管理上の理由で自動販売機移設等の必要が生じた場合は、市が指定した期日までに、設置者の負担により対応するものとします。

- (3) その他詳細については、自動販売機設置仕様書によります。

12 問い合わせ先

浅口市役所企画財政部財政課

電話 (0865) 44-9004 FAX (0865) 44-5771

E-mail zaisei@city.asakuchi.okayama.jp